

神野公園Park-PFI 事業
公募設置等指針

令和 8年 5月

佐賀市

■用語の定義

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|-------------------------|---------------------|--|--|-------------------------|-------------------------|----|------|------|-----|------|------------|
| <p>Park-PFI</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法であり、「Park-PFI」と呼ばれる。 <p style="text-align: center;">＜Park-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table> | | 民間が収益施設と公共部分を一体的に整備 | | | カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設) | 広場、園路等の公共部分 (特定公園施設) | 従前 | 民間資金 | 公的資金 | 新制度 | 民間資金 | 収益を充当 公的資金 |
| | 民間が収益施設と公共部分を一体的に整備 | | | | | | | | | | | | |
| | カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設) | 広場、園路等の公共部分 (特定公園施設) | | | | | | | | | | | |
| 従前 | 民間資金 | 公的資金 | | | | | | | | | | | |
| 新制度 | 民間資金 | 収益を充当 公的資金 | | | | | | | | | | | |
| <p>公募対象公園施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 <p>例：カフェ、レストラン、売店、体験学習施設 等</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>特定公園施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>利便増進施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>公募設置等指針</p> | <ul style="list-style-type: none"> Park-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|---|
| 公募設置等計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。 |
| 設置等予定者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 |
| 認定計画提出者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。 |
| 設置許可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置することについて、公園管理者が与える許可。 |
| 管理許可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。 |
| 占用許可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可。 |
| 行為許可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀市立都市公園条例（平成 17 年 10 月 1 日 条例第 187 号）第 3 条の規定により、都市公園において制限されている行為の解除について、公園管理者が与える許可。 |

目次

| | |
|--|----|
| 第1 事業の概要 | 7 |
| 1 本指針の位置づけ | 7 |
| 2 事業の目的 | 7 |
| 3 本公園の概要 | 8 |
| (1) 基本情報 | 8 |
| (2) 本公園の位置及び周辺施設 | 9 |
| (3) 本公園の主要施設 | 10 |
| (4) 本公園の主なイベント実績 | 11 |
| (5) 本公園のこれまでの再整備に関する検討 | 11 |
| 4 事業内容 | 12 |
| (1) 業務内容 | 12 |
| (2) 事業の流れ | 12 |
| (3) 事業期間 | 13 |
| 第2 公募対象公園施設等の整備等に関する事項 | 14 |
| 1 公募対象区域 | 14 |
| 2 対象施設及び官民の役割分担・費用負担 | 15 |
| 3 公募対象公園施設の種類 | 16 |
| 4 公募対象公園施設の場所 | 16 |
| 5 公募対象公園施設の整備に関する事項 | 16 |
| 6 公募対象公園施設の管理運営に関する事項 | 17 |
| 7 公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の額の最低額 | 18 |
| 8 特定公園施設の整備に関する事項 | 19 |
| (1) 特定公園施設の種類 | 19 |
| (2) 特定公園施設の費用負担 | 19 |
| (3) 特定公園施設の整備に関する事項 | 19 |
| 9 利便増進施設の設置に関する事項 | 21 |
| (1) 利便増進施設の設置について | 21 |
| (2) 利便増進施設を設置する場合の使用料等 | 21 |
| 10 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置 | 21 |
| (1) 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項 | 21 |
| (2) 特定公園施設の管理運営に関する事項 | 21 |
| 第3 公募の実施に関する事項等 | 22 |
| 1 公募への参加資格 | 22 |
| (1) 応募の制限 | 22 |
| (2) 応募者の資格 | 22 |
| (3) 応募条件 | 22 |
| 2 提供情報 | 23 |
| 3 事業破綻時の措置 | 23 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第4 公募の手続きに関する事項等 | 24 |
| 1 日程..... | 24 |
| 2 応募手続き..... | 24 |
| (1) 公募設置等指針の交付..... | 24 |
| (2) 公募設置等指針等現地説明会..... | 24 |
| (3) 公募設置等指針等に関する質問及び回答..... | 25 |
| (4) 参加表明の受付..... | 25 |
| (5) 公募設置等計画の受付..... | 27 |
| (6) 応募手続きに係る注意事項..... | 27 |
| 3 事務局..... | 28 |
| 4 受付時間..... | 28 |
| 5 審査方法等..... | 28 |
| (1) 審査の流れ..... | 28 |
| (2) 選定委員会..... | 29 |
| (3) 評価の基準..... | 30 |
| (4) 結果通知..... | 33 |
| (5) 選定委員会の委員への接触の禁止等..... | 33 |
| (6) 無効又は失格等..... | 33 |
| 6 公募設置等予定者等の決定..... | 33 |
| 7 公募設置等計画の認定..... | 33 |
| 8 認定計画の変更..... | 33 |
| 9 契約の締結等..... | 34 |
| (1) 基本協定及び実施協定..... | 34 |
| (2) 設置許可..... | 34 |
| (3) 特定公園施設譲渡契約..... | 34 |
| 第5 その他 | 35 |
| 1 リスク分担に関する事項..... | 35 |
| 2 損害賠償責任..... | 36 |
| 3 管理運営状況の報告等..... | 36 |

第1 事業の概要

1 本指針の位置づけ

神野公園Park-PFI 事業 公募設置等指針（以下、「本指針」という。）は、「神野公園Park-PFI 事業」（以下、「本事業」という。）に関して、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2に定める、「公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）」に基づく公募設置等指針として、各種募集条件等を定めるものです。

なお、申請にあたっては、本指針のほか、第3-2に示す提供情報を確認してください。

2 事業の目的

神野公園（以下「本公園」）は、1923年に鍋島家から庭園部分の寄贈を受け整備された歴史ある公園であり、令和5年に寄贈100周年という節目を迎えました。本公園は、日本庭園や茶室といった歴史的・文化的資源に加え、豊かな自然環境や既存施設が調和した、多様な魅力を有する都市公園です。

本公園に点在する多様な空間や施設の特性を生かし、それぞれを有機的に結びつけることにより、公園全体としての魅力を一層高めるとともに、来園者にとって分かりやすく回遊性と滞在性に優れた空間形成を推進します。

また、本公園は市街地に位置し、日常的な利用から広域的な来訪まで幅広い利用が期待できる立地特性を有しています。この特性を踏まえ、子どもの遊びや交流・滞在を促進する機能に加え、自然体験、環境学習、飲食・物販機能など、多様な過ごし方を提供することにより、公園の利用価値を高め、滞在時間の延伸やリピーターの創出につなげていきます。

さらに、今後の持続的な公園運営にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用し、公園の魅力向上と利便性向上を図るとともに、収益性と公共性の調和を図りながら、質の高い管理運営を実現します。

このため、本事業では、都市公園法第5条の2に基づくPark-PFI制度を活用し、公募対象公園施設の設置及び管理運営と特定公園施設の整備を一体的に実施することにより、民間活力を活かした新たな価値の創出と持続的なにぎわいの創出を目的とします。

3 本公園の概要

(1) 基本情報

| | |
|-----------|--|
| 施設設置条例 | 佐賀市立都市公園条例（平成17年10月1日 条例第187号） |
| 公園名称 | 神野公園 |
| 公園所在地 | 佐賀県佐賀市神園四丁目751-2、1485-1、1514-1、1557、1558、神園五丁目1062-1 |
| 敷地面積 | 約54,000㎡ |
| 公園種別 | 地区公園（住区基幹公園） |
| 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率：60%、容積率200%） |
| その他の地域地区等 | 風致地区 |
| 建築可能床面積 | 公募対象公園施設として提案できる建築床面積は、300㎡以内とします。 |
| 接道状況（幅員） | 北側：約4～6m（歩道付） 東側：約4～6m 西側：約6～8m 南側：16m（歩道付） |

【参考】 風致地区の法的制限

※詳しい内容は、「佐賀市風致地区における建築等の規制に関する条例」を参照すること。

(1) 本公園の位置及び周辺施設

本公園の位置及び周辺施設は以下のとおりです。

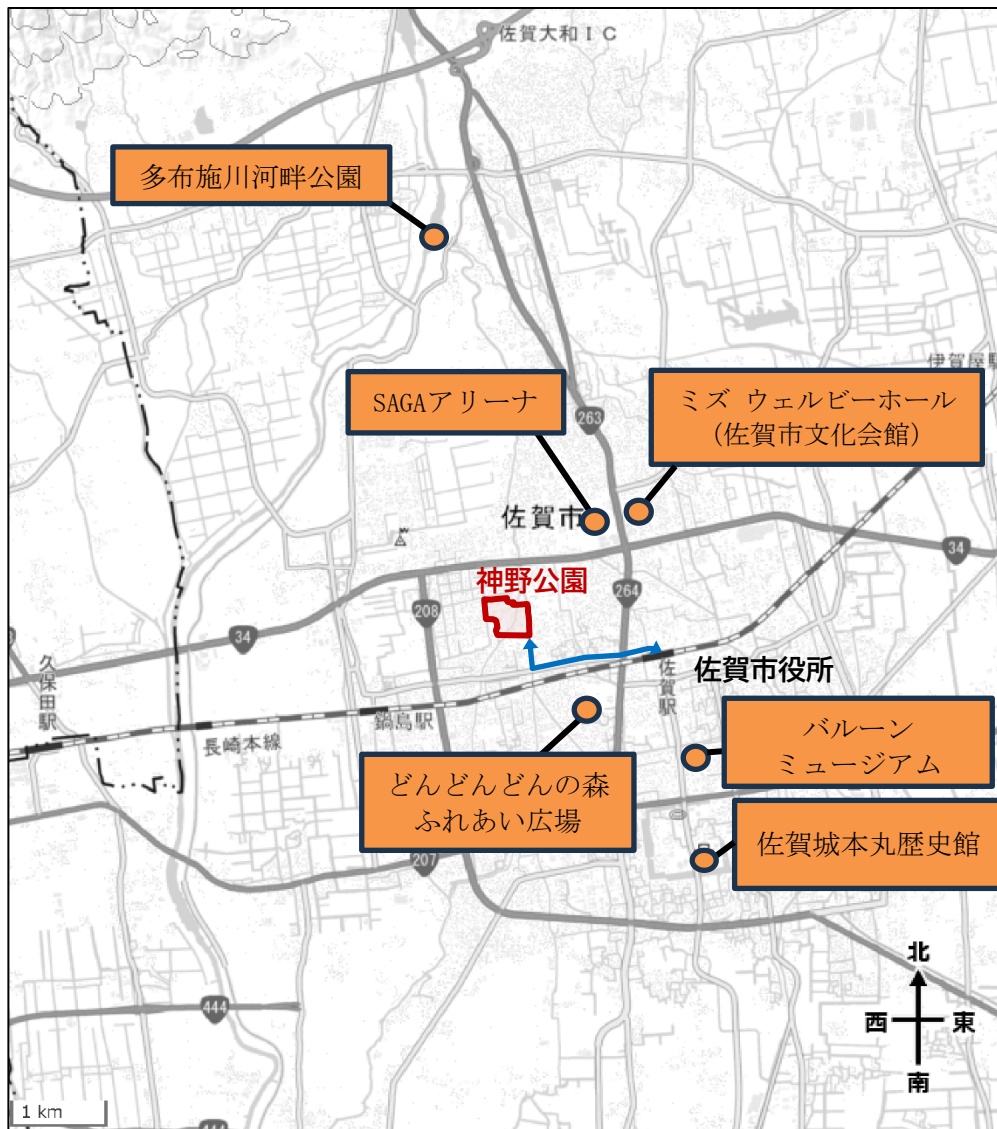


図 本公園の位置

【神野公園へのアクセス】

| | | | | |
|------|---|-----------------------|-------|--------|
| 神野公園 | ⇔ | だんどんどの森ふれあい広場 | 1.4km | ※車で5分 |
| 神野公園 | ⇔ | JR佐賀駅 | 1.6km | ※車で6分 |
| 神野公園 | ⇔ | SAGAアリーナ | 2.4km | ※車で7分 |
| 神野公園 | ⇔ | ミズ ウェルビーホール (佐賀市文化会館) | 2.4km | ※車で7分 |
| 神野公園 | ⇔ | バルーンミュージアム | 3.4km | ※車で9分 |
| 神野公園 | ⇔ | 佐賀城本丸歴史館 | 4.5km | ※車で13分 |
| 神野公園 | ⇔ | 多布施川河畔公園 | 5.4km | ※車で14分 |
| 神野公園 | ⇔ | 佐賀大和IC | 7.6km | ※車で20分 |

(2) 本公園の主要施設

本公園の主要施設は、以下のとおりです。

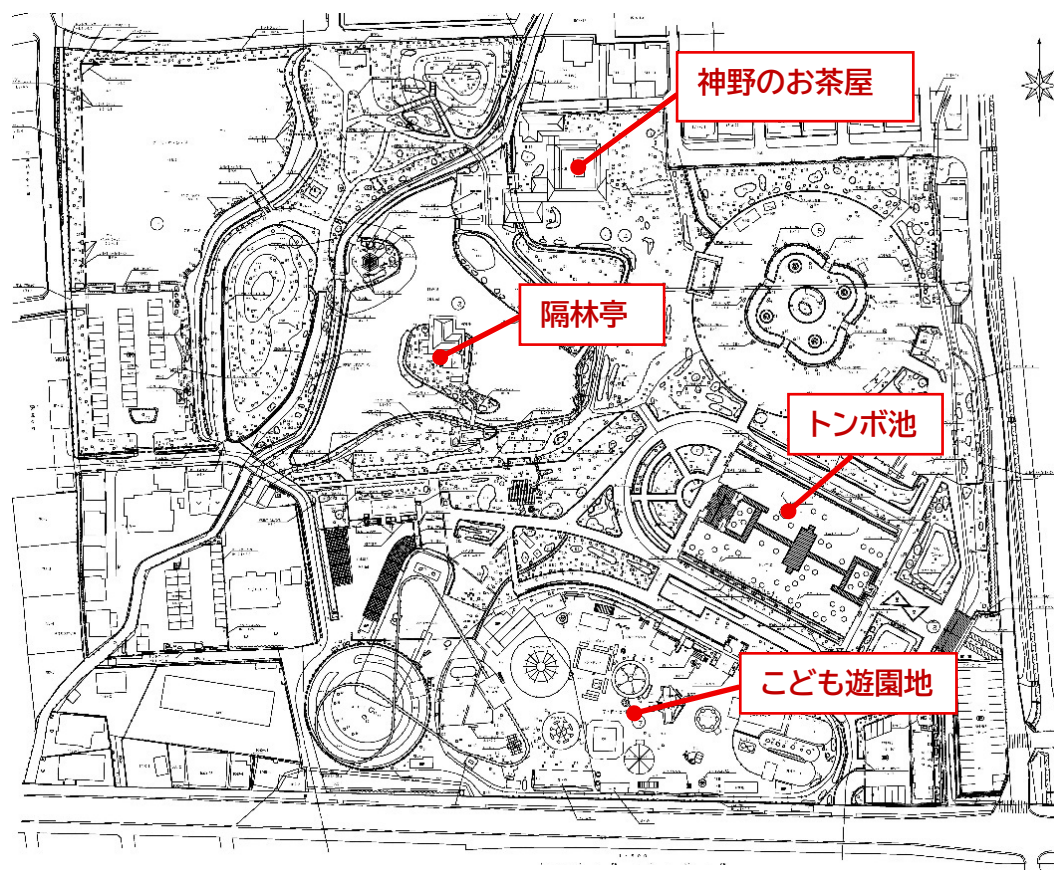


図 本公園の主要施設

○神野のお茶屋

…1846年に、10代藩主鍋島直正公が築いた別荘で、当時は「無限青山亭」と呼ばれており、藩の意思決定を支える重要な拠点でした。直正公が実際に過ごされた居室として現存する貴重な建物であり、1967年に、佐賀市重要文化財に指定されています。現在は、四季の景観を楽しめる憩いの場となっており、散策や地域行事、公園利用者の休憩スポットとして市民に親しまれています。

○隔林亭

…鍋島直正公の茶室を復元した歴史ある建物です。公園内の大池の中に静かに佇み、四季折々の自然と調和した美しい景観を楽しめます。現在は市民や観光客の憩いの場として親しまれ、抹茶と和菓子を味わいながら、ゆったりとした時間を過ごすことができます。

○こども遊園地

…レトロな雰囲気が魅力のファミリー向け遊園地で、入園無料のため、気軽に楽しむことができます。幼児向け遊具が充実しており、ミニジェットコースターやメリーゴーランド、チェーンタワーなどの人気アトラクションも備えています。小さなお子さま連れでも安心して楽しむことができ、市内外からの多くの利用客が訪れ、にぎわいを見せています。

○トンボ池

…トンボや水生生物が観察できる自然学習の場として、季節ごとに変化する草木や水辺の風景を楽しみながら散策でき、身近に生きものの営みを感じられる憩いのスポットとして親しまれています。しかしながら、造成されて30年以上が経ち、水生植物が繁茂し、水面が覆いつくされるようになっているため、神野公園再整備事業に伴い、現在改修に向けた計画が進められています。

(3) 本公園の主なイベント実績

春には市内有数の桜の名所として花見客でにぎわい、こども遊園地ではハロウィンイベントや秋まつりなど季節に応じたイベントが継続的に開催されており、市民のみならず県外からも多数の来園者が訪れています。

- ・神野公園こども遊園地 令和7年度 入園者数 約113,000人
- ・神野公園こども遊園地は、一般社団法人佐賀市観光協会が公園施設の管理許可を受け、民間事業者による運営が行われています。

(4) 本公園のこれまでの再整備に関する検討

本公園では、令和5年2月から、有識者・神野公園関係者や地域の代表者などから構成される「神野公園再整備検討委員会」を開催し、一定のコンセプトや再整備の方針等の方向性を示しています。

I 再整備基本計画の目的

今回の再整備では、「神野公園の資源を最大限に活用し、魅力の向上を図る」「市民の憩いの場、すべての世代が集い、交流できる公園を創出する」ことを目的としています。

II 再整備方針

これまで「神野公園再整備検討委員会」で議論をした内容を基に以下の7つの再整備方針を掲げます。

1. 自然・季節

移り変わる四季や動植物の観察など自然とのふれあいや学べる空間

2. 遊び

子どもから大人まで幅広い世代の人々が開放的な環境で自由に多様に遊べる空間

3. 食

気持ちいい自然の中で、おいしいものを楽しめる空間

4. 運動・健康

心身の健やかさを育み、交流を深める運動ができる空間

5. 歴史

鍋島家ゆかりの地で、その歴史を感じ、学ぶことができる空間

6. 文化・カルチャー

あらゆる文化やカルチャーに人が集い発展や交流の場になる空間

7. トренд・イベント

多彩なテーマで、いつ来ても新しい物事やにぎわいと出会える空間

※参考資料2の神野公園再整備基本計画を参照すること。

4 事業内容

(1) 業務内容

事業者には、本公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ②特定公園施設の設計業務
- ③特定公園施設の整備業務
- ④特定公園施設の譲渡業務（市への引き渡し）
- ⑤利便増進施設の設置及び管理運営（※任意提案）
- ⑥公園全体の魅力向上に資する運営業務（イベント企画、SNS等を活用した広報・情報発信、利用促進に関する取組等）
- ⑦安全管理・危機管理対応業務（事故対応、災害時対応、保険加入、苦情対応など）
- ⑧許認可取得及び関係法令遵守に関する業務
- ⑨報告業務（利用状況等の定期報告など）
- ⑩事業終了時の原状回復等に関する業務

(2) 事業の流れ

①公募設置等指針の公表

市は、本事業に係る公募設置等指針を公表し、事業条件、応募方法、審査基準等を提示します。あわせて、必要に応じて説明会の開催及び質疑回答を行います。

②公募設置等計画の提出

応募者は、公募設置等指針に基づき、公募設置等計画を作成し、市に提出します。

③公募設置等予定者の選定

市は、応募者から提出された公募設置等計画について、選定委員会の意見等を踏まえ審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

④公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の設置場所を含め、その内容が適当であると認めるときは、当該計画を認定します。また、市は、認定した日、認定の有効期間、公募対象公園施設の設置場所を公示します。公募設置等計画が認定された後は、当該計画は認定計画となり、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、認定に当たっては、「公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（仮称）」（以下「選定委員会」という。）での意見等を踏まえ、必要に応じて設置等予定者と協議を行い、提出された計画の一部を変更した上で、認定する場合があります。

⑤基本協定の締結

公募設置等予定者は、公募設置等計画に基づき、市と協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利、義務等について定めた「基本協定」を締結します。

⑥公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者は、都市公園法第5条に基づく設置許可を受け、公募対象公園施設の設置及び管理運営を行います。

なお、公募対象公園施設の整備に係る工事期間中の設置許可に係る使用料については、事業者の初期投資負担の軽減及び円滑な事業実施を図る観点から、全額を免除します。

⑦特定公園施設の整備、市への譲渡

特定公園施設の整備は、認定計画提出者の負担により実施します。整備完了後は、市の検査を経て、当該施設を市に譲渡するものとします。

なお、費用負担のあり方については、提案内容や事業全体の収支バランス等を踏まえ、必要に応じて市と協議の上、調整する場合があります。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は次のとおりです。

- ・ 認定計画の有効期間は、公募対象公園施設の整備工事の着手日を起算日として 20年間とします。
- ・ 公募対象公園施設の供用開始日（管理運営期間の開始日）については、認定計画提出者の提案を踏まえ、市との協議により、実施協定において定めるものとします。
- ・ 公募対象公園施設に係る設置許可の期間は、当該施設の設置許可日を起算日として10年とします。ただし、認定計画の有効期間内に認定計画提出者から設置許可の更新申請があった場合には、市は、特段の事情がない限り、当該有効期間内において、設置許可を更新するものとします。

また、認定計画提出者から、認定計画の有効期限を超える期間について設置許可の更新申請があった場合には、市は当該申請の妥当性を審査した上で、設置許可を更新することができるものとします。

- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設に係る設置許可の期間（更新した場合は更新後の期間）内に、公募対象公園施設の撤去・原状回復を行うものとします。なお、設置許可の期間内に撤去及び原状回復が完了しない場合は、当該完了に至るまでの間、設置許可に係る使用料を支払うものとします。

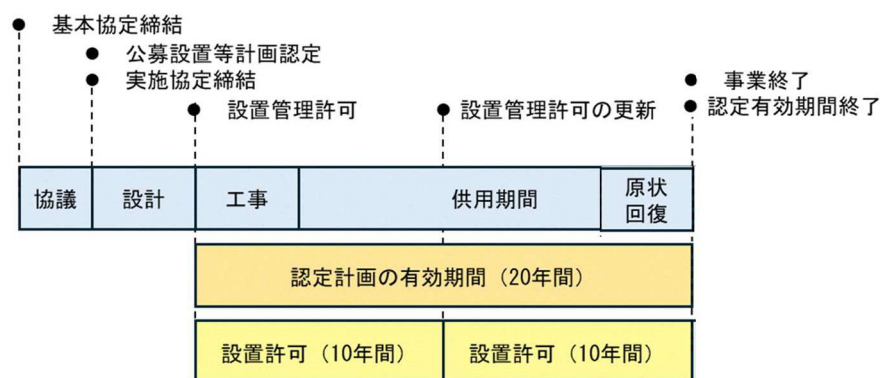


図 事業期間の考え方

第2 公募対象公園施設等の整備等に関する事項

1 公募対象区域

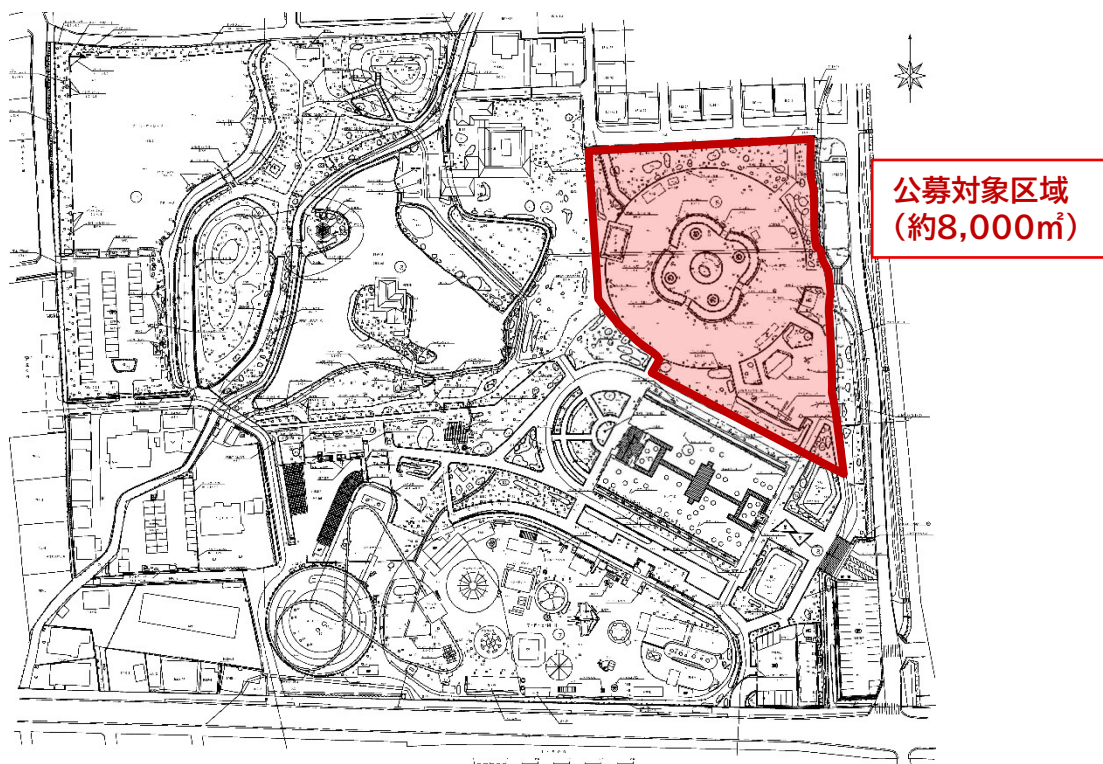
本事業における公募対象区域は、以下に示すとおりです。

応募者は、公募対象区域の範囲（約8,000㎡）の範囲内において、周辺環境や公園利用動線等に配慮した適切な設置場所を提案してください。

当該区域は、公園利用者の休憩、滞在、交流等を促進するとともに、多様な活動やにぎわいを創出する上で重要なエリアとして位置付けています。

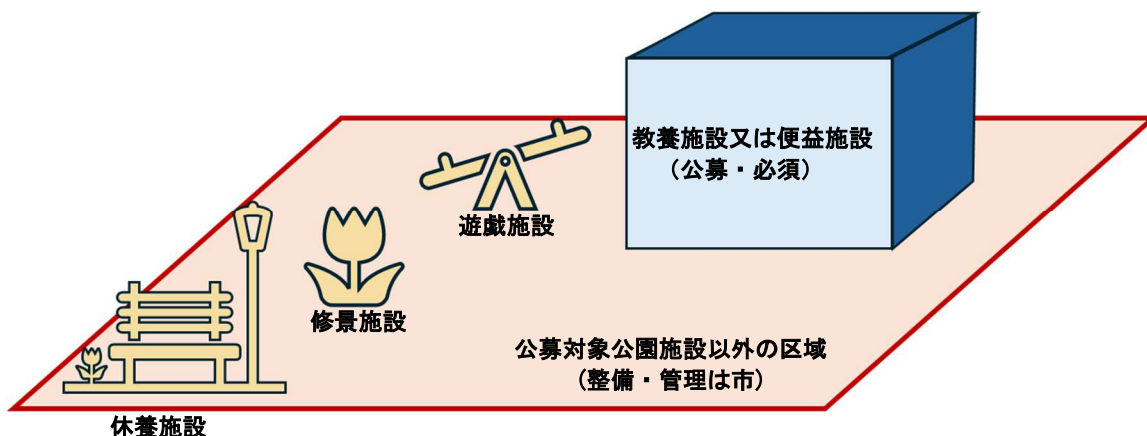
また、本区域は、公園の主要動線や利用拠点との連携が期待できることから、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用した収益施設等の導入により、公園全体の魅力向上及び利用者サービスの充実に資することが期待されます。

このため、本市では、本区域を公募対象区域として設定し、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した施設整備及び管理運営を実施するものとします。



2 対象施設及び官民の役割分担・費用負担

本事業における対象施設及び官民の役割分担・費用分担は、以下のとおりです。



※特定公園施設として、「休養施設」「修景施設」「遊戯施設」の中から1つ以上設置（必須）

表 官民の役割分担及び費用負担

| 区分 | 公募対象公園施設 | | 特定公園施設 | |
|-------|--|---------|---------------------------|--|
| | 必須 | | 必須（選択） | |
| 施設用途 | 教養施設又は便益施設 (体験学習施設、飲食店、売店等) | | 休養施設又は修景施設又は遊戯施設を一つ以上選択 | |
| 施設内容 | (例) 体験学習施設、図書館、動植物園、カフェ、 レストラン、売店等 | | (例) ベンチ、東屋、花壇、植栽、ブランコ等 | |
| 整備時 | 実施主体 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 | |
| | 市の費用負担 | なし | 原則なし（提案内容に応じて協議） | |
| | 認定計画提出者の費用負担 | 全額 | 原則全額（提案内容に応じて協議） | |
| | 許可等 | 設置許可 | 設置許可 | |
| | 使用料 | 全額免除 | 全額免除 | |
| 管理運営時 | 所有者 | 認定計画提出者 | 市 | |
| | 実施主体 | 認定計画提出者 | 市 | |
| | 市の費用負担 | なし | 全額 | |
| | 認定計画提出者の費用負担 | 全額 | なし※ | |
| | 許可等 | 設置許可 | なし | |
| | 使用料 | あり | なし | |

※修景施設を選び、花壇等を整備する場合、花の管理は認定計画提出者の負担となります。

3 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される教養施設又は便益施設とし、当該施設の設置及び運営により収益の確保が見込まれるものとし、

また、当該施設から生じる収益については、特定公園施設の建設に要する費用に充当できるものとし、

さらに、公募対象公園施設は、本公園の魅力向上を図るとともに、にぎわいの創出や集客の促進につながる施設であり、周辺環境及び園内の広場、園路等の他の公園施設との調和が図られ、それぞれの機能が連携し相乗効果を発揮できる内容としてください。

| | |
|----------|---|
| ●必須の提案機能 | 以下に記載する機能のいずれか、又は両方を満たすものとする。 ・ <u>教養施設（体験型機能を含む）</u> ・ <u>便益施設（飲食店又は売店等）</u> |
|----------|---|

4 公募対象公園施設の場所

公募対象区域内で提案してください。

5 公募対象公園施設の整備に関する事項

- ・ 本公園の再整備方針（第1-3（5）「Ⅱ 再整備方針」）に沿った計画としてください。なお、再整備方針は7つの体験の視点から構成されていますが、本事業においては、特に「自然・季節」、「遊び」、「食」、「文化・カルチャー」の視点を重視した提案を期待します。
- ・ 公募対象公園施設の規模、数量、配置等は、認定計画提出者の提案によるものとし、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを踏まえ、公共性・公益性及び安全性、周辺環境との調和に配慮した計画としてください。
- ・ 公募対象区域内において提案するすべての建築物の合計建築床面積は、300㎡以内としてください。
- ・ 既存の樹木を伐採する場合は、事前に市の承諾を得た上で実施してください。なお、市は本公園の自然環境及び景観の保全の観点から、樹木の存置や移植、その他必要な措置を求める場合があるため、設計段階から市と十分に協議を行ってください。
- ・ 「佐賀市の景観計画」や「佐賀市景観条例」を参照し、周辺景観と調和した意匠・色彩・配置としてください。
- ・ 多様な公園利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、「国のガイドライン」及び関係条例等に基づいた設計としてください（例：「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（令和4年3月国土交通省）」、「佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）」）。
- ・ 高齢者、障がい者、子育て世代、外国人来園者など、多様な利用者に配慮した施設計画、案内表示及び情報発信に努めてください。

- ・ 公募対象公園施設に必要な電気設備については、公園外の電柱から引き込むことを想定しています。公園外の電柱から引込柱及び分電盤（公募対象公園施設内）までの整備は市が行い、それ以降の施設内の電気設備の設置、維持管理及び使用に係る費用は認定計画提出者の負担とします。
- ・ 公募対象公園施設に必要な水道については、既設水道管から公募対象公園施設内に設置する子メーター及び止水栓までの埋設水道管は佐賀市が整備するものとし、それ以降の施設内配管等は認定計画提出者の負担とします。
- ・ 公募対象公園施設に必要な汚水については、既設污水管から公募対象公園施設内に設置する汚水枡までの引込管を含む排水設備は市が整備するものとし、それ以降の施設内排水設備は認定計画提出者の負担とします。
- ・ 既設インフラからの分岐が可能な場合はこれを活用できるものとしませんが、子メーターの設置等により公募対象公園施設に係る使用量を明確に区分できるようにしてください。
- ・ ガスを使用する場合は、認定計画提出者の責任においてプロパンガス等を手配し、関係法令及び条例に基づき適切に設置・管理を行ってください。
- ・ 施設の整備にあたっては、都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合するものとし、関係機関等への届出や検査など必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- ・ 屋外照明施設を設置する場合は、「都市公園技術標準解説書（令和7年度版）」に基づき、公園内の既存照明との連続性や安全性に配慮した照度・配置としてください。
- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書及び工事工程表を市に提出し、内容について事前に確認を受ける必要があります。市は、提案内容と相違する場合や、公園利用者の安全・利便の確保等の観点から、必要に応じて設計内容の修正を求めることがあります。
- ・ やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲において変更できるものとしします。

6 公募対象公園施設の管理運営に関する事項

- ・ 公園利用者の利便性及び公園の公共性に配慮し、周辺環境や利用実態を踏まえた適切な営業時間を設定し、運営を行ってください。
- ・ 公募対象公園施設の利用により発生するゴミ等については、認定計画提出者の責任において適切に回収・処理するとともに、本公園の他の区域におけるゴミの増加を招かないよう十分配慮してください。
- ・ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制とするとともに、災害・事故発生時の危機管理に対応できる管理運営体制としてください。
- ・ 災害・事故等の発生時に備えた緊急連絡体制を整備し、あらかじめ市に届け出てください。また、当該体制に変更が生じた場合は速やかに報告してください。
- ・ 万が一、事故や食中毒等の発生により、公園利用者に対して損害を与えた場合は、速やかに市に

報告するとともに、市と協議のうえ適切に対応してください。

- ・ 関係法令（都市公園法、食品衛生法、消防法等）を遵守し、安全・安心な施設運営を徹底してください。
- ・ 周辺環境（騒音、臭気、景観等）および他の公園利用者や地域住民等への影響に配慮し、良好な公園環境の維持に努めてください。
- ・ 市との定期的な連絡協議等により、本公園全体の円滑な管理運営に努めてください。

7 公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の額の最低額

公募対象公園施設の設置許可使用料の単価については、佐賀市立都市公園条例（別表第2）に基づき、以下に示す単価以上の金額を提案してください。

- ・ 建築物を設置する場合 1平方メートル当たり1月につき44円
- ・ 建築物を設置しない場合 1平方メートル当たり1月につき8円

設置許可使用料は、市が発行する納入通知書により支払っていただきます。納付方法は、原則として設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を一括して納付し、次年度以降についても市が指定する期日までに各年度分を納付していただきます。

ただし、公募対象公園施設の整備に係る工事期間中の設置許可使用料は、全額免除とします。

8 特定公園施設の整備に関する事項

(1) 特定公園施設の種類

特定公園施設は、都市公園法施行令第5条第1項～3項に規定する休養施設、修景施設又は遊戯施設のうち、いずれか1施設以上を提案してください。

(2) 特定公園施設の費用負担

- ・公募設置等計画において、特定公園施設に関する整備費用の見込額を提案してください。
- ・本事業における特定公園施設の整備に要する費用については、原則として認定計画提出者の負担により実施していただきます。ただし、提案内容や事業全体の収支バランス、公園の魅力向上への寄与等を踏まえ、必要に応じて市と協議の上、役割分担及び費用負担のあり方を調整できるものとします。
- ・特定公園施設については、公募対象公園施設と一体的に機能し、公園全体の利便性及び魅力の向上に資する内容としてください。なお、公募対象区域外であっても、動線の連続性や機能的関連性が認められる場合には提案可能とします。

(3) 特定公園施設の整備に関する事項

特定公園施設の整備にあたっては、以下の点に留意してください。

<全施設共通事項>

- ア 維持管理の負担軽減に配慮し、メンテナンス性に優れた仕様としてください。
- イ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、市は、提案内容と相違がある場合や、公園利用者の安全・利便の確保観点等から設計内容の修正を求める場合があります。
- ウ やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- エ 公募対象公園施設に併設し、公募対象公園施設の利用者に加え、公園利用者が気軽に利用できる又は楽しめる安全・安心な施設としてください。
- オ 施設の色彩や意匠は、周辺の公園の景観に調和するようにしてください。また、その内容については事前に市と協議し、承諾を得てください。

<休養施設の場合>

- ア 公園利用者が園内で快適に過ごすことのできる東屋、ベンチ等の施設を提案してください。
- イ ベンチのみを提案する場合は、公園利用者の利便性や快適性の向上に資するものとし、利用実態や想定利用者数を踏まえ、十分な設置規模及び配置となるよう計画してください。

<修景施設の場合>

- ア 公園利用者が鑑賞できる花壇、植栽等の施設を提案してください

- イ 花壇や植栽を提案する場合は、提案する施設の面積、花壇の仕様、植栽基盤厚など、整備内容を具体的に提案してください。
- ウ 花壇における水やりや花の植え替え等の維持管理は、認定計画提出者に行っていただきます。なお、植栽の管理方法については年間計画を作成し、毎年度、市に提出してください。

<遊戯施設の場合>

- ア 遊戯施設を設置する場合は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）』（国土交通省）を踏まえ、『遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）』（一般社団法人日本公園施設業協会）を遵守してください。
- イ 幅広い年齢層の子どもが利用できる遊具を提案してください。
- ウ 多様な利用者に配慮したインクルーシブな遊具の導入を提案してください。なお、『みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集（国土交通省2024年4月）』を参照してください。
- エ 遊具は複数設置することも可能です。複数個設置する場合は、安全確保のため、遊具間に必要な離隔距離を確保した配置とってください。

9 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 利便増進施設の設置について

- ・利便増進施設の提案は任意とします。提案する場合は、設置を予定する施設の種類、規模、設置場所等について具体的に提案してください。
- ・設置できる施設は、都市公園法に基づく利便増進施設として、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための案内板・広告塔とします。
- ・公募対象区域内外を含む神野公園全体の回遊性向上に資する案内・サイン計画について提案することができます。なお、提案にあたっては、公園全体の景観及び既存サインとの調和に配慮してください。
- ・提案された内容については、市は、認定計画提出者と協議し、都市公園法及び関係条例に基づき、設置可否を判断します。

(2) 利便増進施設を設置する場合の使用料等

- ・利便増進施設を設置する場合の使用料（占用料）は、施設の種類や規模等により異なるため、関係条例に基づき算定し、提案内容を踏まえた上で市と認定計画提出者との協議により決定するものとします。

10 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

(1) 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

- ・公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等については、認定計画提出者の負担により清掃、除草等の日常的な維持管理を行うものとします。
- ・なお、その維持管理の範囲及び内容について提案によるものとし、具体的な役割分担については、市と協議の上決定するものとします。

(2) 特定公園施設の管理運営に関する事項

- ・特定公園施設の維持管理運営は、原則として、市が実施するものとします。
- ・ただし、修景施設として整備した花壇等については、植替えその他の必要な維持管理を認定計画提出者が実施するものとします。

第3 公募の実施に関する事項等

1 公募への参加資格

(1) 応募の制限

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、佐賀市から指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- カ 最近の2年間に於いて、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- キ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算手続中でない法人であること。
- ク 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与していない法人であること。

(2) 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人を定めるものとし、その他の構成法人と役割分担を明確にしてください。
- ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近の決算において債務超過の状態でないこととします。
- エ 応募グループにより応募する場合は、次に掲げる書類を提出してください。
 - ・誓約書（様式3-2（グループ提案用））
 - ・委任状（様式3-3（グループ提案用））
 - ・業務実施体制（様式3-4（グループ提案用））

(3) 応募条件

- ア 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- イ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ウ 公募設置等計画の受付以降は、応募法人等の変更を行うことはできません。

2 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

参考資料 1 : 神野公園平面図・対象区域図

参考資料 2 : 神野公園再整備基本計画

参考資料 3 : 神野公園の利用者数（参考値）

参考資料 4 : 神野公園利用者のアンケート結果

3 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定計画の有効期間内に事業が破綻した場合は、都市公園法第5条の8の規定に基づき、市の承認により別の民間事業者へ事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復して返還する必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・原状回復を行わない場合、市は認定計画提出者に代わり撤去・原状回復を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

第4 公募の手続きに関する事項等

1 日程

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 公募設置等指針の交付 | 令和8年5月29日(金)～令和8年8月7日(金) |
| 公募設置等指針等現地説明会の受付期間 | 令和8年5月29日(金)～令和8年6月19日(金) |
| 公募設置等指針等現地説明会 | 令和8年7月1日(水) |
| 質問書の受付 | 令和8年5月29日(金)～令和8年7月10日(金) |
| 質問書に対する回答 | 令和8年7月22日(水) |
| 参加表明受付期間 | 令和8年5月29日(金)～令和8年8月7日(金) |
| 参加資格審査結果通知 | 令和8年8月25日(火) |
| 公募設置等計画の受付 | 令和8年8月26日(水)～令和8年9月25日(金) |
| プレゼンテーション | 令和8年10月下旬頃(予定) |
| 公募設置等予定者等の通知 | 令和8年11月中旬頃(予定) |
| 公募設置等計画の認定 | 令和9年1月頃(予定) |
| 基本協定締結 | 令和9年1月頃(予定) |

2 応募手続き

(1) 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、以下のとおり市のホームページにて公表します。

掲載期間：令和8年5月29日(金)～令和8年8月7日(金)

(2) 公募設置等指針等現地説明会

公募設置等指針等現地説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

使用様式：様式1「公募設置等指針等現地説明会 参加申込書」

申込期限：令和8年6月19日(金)

申込方法：電子メール (green@city.saga.lg.jp)

※件名は「神野公園Park-PFI 説明会申込」と記載してください。

申込先：佐賀市都市戦略部 緑化推進課

開催日時：令和8年7月1日(水)

※詳細の開催日時については、申込者に連絡します。

開催場所：神野公園

参加人数：1社あたり3名まで

(3) 公募設置等指針等に関する質問及び回答

公募設置等指針等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。回答内容については、公募設置等指針と同等の効力を持つものとしません。

使用様式：様式2「質問書」

受付期間：令和8年5月29日（金）～令和8年7月10日（金）まで

提出方法：電子メール green@city.saga.lg.jp

※件名は「神野公園Park-PFI 質問」と記載してください。

回答日：令和8年7月22日（水）

回答方法：市のホームページ上にて回答を公表します。なお、質問者の名称は公表いたしません。

(4) 参加表明の受付

参加表明書を以下のとおり受け付けます。

参加表明書は、以下の参加証明関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった参加表明書は受理しません。

使用様式：参加表明関係書類一覧に記載の各様式

受付期間：令和8年5月29日（金）～令和8年8月7日（金）

受付場所：佐賀市都市戦略部 緑化推進課

提出方法：受付場所へ持参、もしくは郵送

< 参加表明関係書類一覧 >

| 提出書類 | 様式 | 提出部数※ | |
|---|--------|-------|-----|
| | | 正 | 副 |
| 3. 参加表明関係書類 | | | |
| (1) 参加表明書 | 様式 3-1 | 1 部 | 1 部 |
| (2) 誓約書 | 様式 3-2 | 1 部 | 1 部 |
| (3) 委任状 (グループの場合) | 様式 3-3 | 1 部 | 1 部 |
| (4) 業務実施体制 (グループの場合) | 様式 3-4 | 1 部 | 1 部 |
| 4. 応募制限関連書類 (応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出) | | | |
| (1) 定款又は寄付行為の写し | 自由様式 | 1 部 | 1 部 |
| (2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明 | 自由様式 | 1 部 | 1 部 |
| (3) 役員名簿 | 自由様式 | 1 部 | 1 部 |
| (4) 直近2年間の法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。 | 自由様式 | 1 部 | 1 部 |
| (5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 (純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書 (作成している法人のみ)、注記等」 (直近3年間) の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 | 自由様式 | 1 部 | 1 部 |
| (6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 | 自由様式 | 1 部 | 1 部 |
| (7) 財務状況表 | 様式 4 | 1 部 | 1 部 |

※正本1部、副本1部を印刷し、1部ずつファイルに綴じて提出してください。

※上記に加えて、電子データを PDF 形式で CD 又は DVD に格納し、CD 又はDVD を1部提出してください。なお、すべての電子データについて提出前に、最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルスチェックをしてください。

(5) 公募設置等計画の受付

公募設置等計画を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画は、以下の公募設置等計画関係書類一覧に従って提出してください。

なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：公募設置等計画関係書類一覧に記載の様式

受付期間：令和 8 年 8 月 26 日（水）～令和 8 年 9 月 25 日（金）

受付場所：佐賀市都市戦略部 緑化推進課

提出方法：受付場所へ持参、もしくは郵送

<公募設置等計画関係書類一覧>

| 提出書類 | 様式 | 提出部数 | |
|---------------------|--------|------|------|
| | | 正 | 副 |
| 6. 公募設置等計画 | | | |
| (0) 応募法人等の名称 | 様式 6-0 | 1 部 | 不要 |
| (1) 事業の概要、実施体制 | 様式 6-1 | 1 部 | 10 部 |
| (2) 施設全体の整備計画 | 様式 6-2 | 1 部 | 10 部 |
| (3) 公募対象公園施設の整備計画 | 様式 6-3 | 1 部 | 10 部 |
| (4) 特定公園施設の整備計画 | 様式 6-4 | 1 部 | 10 部 |
| (5) 利便増進施設の整備計画（任意） | 様式 6-5 | 1 部 | 10 部 |
| (6) 管理運営計画 | 様式 6-6 | 1 部 | 10 部 |
| (7) 事業計画 | 様式 6-7 | 1 部 | 10 部 |
| (8) 価格提案 | 様式 6-8 | 1 部 | 10 部 |

※正本1部、副本 10 部を印刷し、1部ずつファイルに綴じて提出してください。

※上記に加えて、電子データを「PDF 形式」及び「Word 形式（様式 6-7-2 のみ Excel 形式）」の2種類で CD 又は DVD に格納し、CD 又は DVD を1部提出してください。なお、すべての電子データについて提出前に、最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルスチェックをしてください。

(6) 応募手続きに係る注意事項

- ・ 公募設置等計画の提出は、1 応募者につき 1 提案とします。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画を作成してください。
- ・ 公募設置等計画の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて、追加書類の提示を求める場合や記載内容について質問する場合があります。
- ・ 応募手続きに係る諸費用は、すべて応募者の負担とします。

3 事務局

佐賀市都市戦略部 緑化推進課

「神野公園Park-PFI 事業」担当

住 所：〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1号

電 話：0952-40-7162

メールアドレス：green@city.saga.lg.jp

4 受付時間

公募設置等計画の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

5 審査方法等

(1) 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

① 参加資格審査

提出されたすべての公募設置等計画について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

(1) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

② 基礎審査

提出されたすべての公募設置等計画について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

(1) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

(2) 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。

審査の内容は以下のとおりです。

- ・ 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること。
- ・ 記載すべき事項が示されていること。
- ・ 認定期間中の整備・運営の確実性が、提出された客観的資料により見込めること

③ 提案審査

基礎審査を通過した提案について、選定委員会において、(3)で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

- ※プレゼンテーション用の資料は、公募設置等計画に記載している内容のみで作成してください。公募設置等計画に記載がない（新たな提案等）内容については評価を行いません。
 - ※プレゼンテーションの際、パワーポイントなどを使用することができます。ただし、プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者で用意してください。プロジェクター、スクリーン、HDMI端子ケーブルは市で用意するものを使用してください。
 - ※プレゼンテーションの時間は30分以内とします。その後、質問時間を30分程度設けます。
 - ※プレゼンテーションにおいて、動画、模型等を使用することができます。
- ただし、公募設置等計画に記載された内容の補足説明に限るものとし、未提出の新たな提案や評価項目に関わる追加提案は認めません。なお、審査は提出済み資料に基づき実施します。

(2) 選定委員会

市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について(3)の評価項目に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

<選定委員会委員>

(敬称略)

| 分野 | 氏名 | 所属・職位等 | 備考 |
|-----------|--------|-----------|-----------------|
| 景観・緑地設計 | 包清 博之 | 九州大学名誉教授 | 佐賀市景観審議会 会長 |
| 街づくり・都市計画 | 後藤 隆太郎 | 佐賀大学工学部教授 | 神野公園再整備検討委員会 委員 |
| 観光・経営 | 木下 里見 | 佐賀市観光協会理事 | |
| 行政 | 一丸 尋史 | 佐賀市都市戦略部長 | |

(3) 評価の基準

市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|-----------|------------|--|----|
| 事業の概要 | 事業の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ◇本公園の特性や可能性等を踏まえ、基本構想に示すコンセプトや目指す公園像と整合しつつ、現在の公園の利用実態と調和がとれた事業の実施方針及び事業運営の目的が明記されているか。 ◇本公園に新たなにぎわいや価値をもたらす魅力的な公園となっているか。 ◇既存の公園利用者の利便性を損なうことのない内容となっているか。 | 10 |
| | 地域活性化への貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ◇公園利用の促進や滞在性の向上、周辺地域への回遊性の向上など、地域活性化に資する内容が示されているか。 ◇多様な世代や来訪者の利用を促進する工夫がなされているか。 ◇地域資源や周辺施設との連携により、波及効果が期待できる内容となっているか。 ◇市内事業者との連携や地域経済への波及効果が期待できる内容となっているか。 | 5 |
| | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ◇事業を実施するために、十分に実行力がある業務体制となっているか。 ◇代表企業・構成企業等の役割分担や人員配置が明確であり、十分な能力を有する者の確保が示されているか。 ◇構成団体の財務体質は健全であり、安定的な事業継続が見込まれるか。 ◇市との連絡調整体制や緊急時対応体制が適切であるか。 ◇事業実施スケジュールは具体的かつ実現可能であるか。 | 5 |
| 施設全体の整備計画 | 施工計画及び施設面積 | <ul style="list-style-type: none"> ◇本指針の再整備方針に適合した施設計画となっているか。 ◇公募対象公園施設及び特定公園施設について、配置、面積、高さ等が具体的に示されているか。また、関係法令等への適合性が確保されているか。 ◇実現性の高い工事工程計画が示されているか。 | 5 |
| | 整備の基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ◇本公園全体の自然環境や景観等と調和を図りつつ、魅力向上に資する空間形成となっているか。 ◇既存の公園利用者に配慮した動線計画や、使いやすいユニバーサルデザイン等により、誰もが利用しやすい内容となっているか。 | 5 |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|---------------|---|---|----|
| 公募対象公園施設の整備計画 | 整備の基本的な考え方 | <p>◇本公園の特性を踏まえ、魅力及び機能の向上に資する内容となっているか。</p> <p>◇多様な公園利用者が気軽に利用・滞在できる内容となっているか。</p> | 10 |
| | デザイン・機能 | <p>◇これまで本公園を利用したことがない人も含めて、「行ってみたい」と思わせるような機能・デザイン等が具体的に記載されているか。</p> <p>◇配置計画や意匠計画（形状・高さ等）が、景観や周辺環境と調和しているか。</p> | 10 |
| 特定公園施設の整備計画 | 整備の基本的な考え方 | <p>◇特定公園施設の整備内容及び規模が、公園利用者の利便性・快適性の向上に資するものとなっているか。</p> <p>◇公募対象公園施設と一体的な機能連携や配置により、公園全体の魅力向上に寄与する内容となっているか。</p> | 5 |
| | デザイン・機能 | <p>◇多様な利用者（子ども、高齢者、障がい者等）に配慮した安全性及びユニバーサルデザインの観点から、快適に利用できる機能・デザインとなっているか。</p> <p>◇市への譲渡後を見据え、耐久性や維持管理の容易性に配慮し、市の管理運営負担を軽減する工夫が示されているか。</p> | 5 |
| 利便増進施設の設置計画 | <p>◇公園利用者の利便性を向上する計画となっているか。</p> <p>◇地域振興の一翼を担う公園に資する計画となっているか。</p> | | 5 |
| 管理運営計画 | 管理計画 | <p>◇災害・事故発生時の対応、日常の安全管理体制など、安全・安心に配慮した管理計画となっているか。</p> <p>◇騒音や悪臭などへの対策について、周辺住民及び利用者への配慮がされているか。</p> <p>◇清掃や維持管理など、良好な公園環境を維持するための具体的な取組が示されているか。</p> | 10 |
| | 運営計画 | <p>◇公募対象公園施設の収益等を活用し、年間を通じてにぎわいの創出や来園者の満足度向上に資する取組内容（イベント開催等）が具体的に記載されているか。</p> <p>◇既存の公園施設等との連携により、広域からの集客公園の魅力向上に寄与する内容となっているか。</p> | 10 |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|------|--------------------|---|-----|
| 事業計画 | 資金計画 及び 収支計画 | ◇堅実かつ実現可能な投資計画及び収支計画により、長期的に安定した事業運営が見込まれる内容となっているか。 ◇資金調達方法、収支の前提条件及びリスク見込みが適切に設定されているか。 | 5 |
| | リスクへの 対応策 | ◇想定される主なリスク（事故や災害、利用者対応等のトラブル、需要変動、維持管理コストの増加等）とその対応方針が具体的かつ適切に示されているか。 | 5 |
| 価格提案 | | ◇公募対象公園施設に係る年当たり使用料の総額について ・提案された使用料の総額及びその算定根拠が、事業計画（収支計画）と整合し、妥当なものとなっているか。 ・提案額が過度に低廉または過大でなく、持続可能な事業実施を前提とした水準となっているか。 ・本市の財政負担の軽減及び公園の適正な管理運営への貢献が期待できる内容となっているか。 | 5 |
| 合計点 | | | 100 |

(4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、市ウェブサイトで公表します。

(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(6) 無効又は失格等

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 公募設置等計画の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 公募設置等計画に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 第3-1(1) 応募の制限（P22参照）のいずれかの条件を欠いたとき
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

6 公募設置等予定者等の決定

市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

7 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、必要に応じて市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者との調整が調わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

8 認定計画の変更

認定計画の変更事由が生じた場合、認定計画提出者は、市と協議の上、都市公園法第5条の6第1項に基づき変更の認定を受けていただく必要があります。市は、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行います。

なお、想定される主な認定計画の変更内容は、以下のとおりです。

- ・公募対象公園施設及び特定公園施設の建築条件（用途、面積、構造等）の変更
- ・事業実施体制の変更
- ・事業計画（資金調達計画や収支計画）の変更

※市が、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2を参考として軽微と認める建築条件の変更や、本事業に与える影響が軽微と認める事業実施体制及び事業計画の変更については、認定計画の変更を要しないこととします。

なお、以下による認定計画の変更は、原則として認められません。

- ・必須の公募対象公園施設及び特定公園施設の用途の変更
- ・公募対象公園施設及び特定公園施設の建築面積の1.5倍を超える拡張
(提案時にあらかじめ拡張の可能性が示されている場合を除く)
- ・事業の根幹に関わる基本方針、実施体制、事業計画の変更

9 契約の締結等

(1) 基本協定及び実施協定

- ・市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定ならびに事業内容の詳細について定めた実施協定を締結します。
- ・認定計画提出者は、SPC（特別目的会社）の設立を希望する場合、都市公園法第5条の8に基づき、市の承認を受けてSPCに認定計画提出者の地位の承継を行ったうえで、SPCとしての協定の締結が可能です。

(2) 設置許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備工事の着手前に、以下の許可を得る必要があります。

ア 設置許可

- ・公募対象公園施設及び特定公園施設の設置に必要な用地に係る「公園施設設置許可申請書」を市に提出し、許可を得ること。設置許可日は公募対象公園施設の整備工事の着手日とし、その日を公募設置等計画の認定期間開始日とします。
- ・設置許可期間（更新期間も含む）には、公募対象公園施設の整備に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとします。なお、整備、解体・撤去に伴い工事エリアとして公園を専用する場合、占用許可を受けるものとします。
- ・特定公園施設の整備に必要な用地に係る使用料については免除とするため、公園使用料免除申請書を併せて提出してください。

(3) 特定公園施設譲渡契約

認定計画提出者は、特定公園施設の整備工事の着手前に、市と「特定公園施設譲渡契約」を締結します。

第5 その他

1 リスク分担に関する事項

本事業における主なリスクについては、下表の負担区分とします。なお、リスク区分に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

また、公募対象区域内における迷惑行為、破壊行為、毀損行為、犯罪等への対応については、市及び認定計画提出者が連携して対応するものとし、防犯対策の内容や費用負担については、提案内容を踏まえ協議により定めるものとします。

| リスクの種類 | 内容 | | 市 | 認定計画提出者 |
|---------|-------------------------------------|----------|--------------|---------------------|
| 許認可取得 | 市が取得する許認可 | | ○ | |
| | 認定計画提出者が取得する許認可 | | | ○ |
| 環境対策 | 工事等の実施にあたり必要な環境対策 | | | ○ |
| 調査 | 本事業の実施にあたり必要な調査 | | | ○ |
| 整備・管理運営 | 適正な整備・管理運営の確保 | | | ○ |
| 施設損傷・故障 | 市の所有施設（認定計画提出者の責による損傷を除く） | | ○ | |
| | 認定計画提出者の所有施設 | | | ○ |
| 法令変更 | 認定計画提出者が行う整備及び管理運営に影響のある法令等の変更 | | ○ (制度変更等) | ○ (通常の事業活動に係るもの) |
| 不可抗力 | 自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※1 | 公募対象公園施設 | | ○ |
| | | 特定公園施設 | ○ (広域災害等) | ○ (軽微なもの) |
| 税制変更 | 消費税率及び地方消費税率の変更 (特定公園施設の対価に係るもの) | | ○ | |
| | 上記以外の税制変更 (法人税、固定資産税等) | | | ○ |
| 第三者賠償 | 認定計画提出者が第三者に損害を与えた場合の賠償 | | | ○ |
| 物価 | 事業期間中の物価変動 | | | ○ |
| 金利 | 事業期間中の金利変動 | | | ○ |
| 資金調達 | 本事業に必要な資金確保 | | | ○ |
| 需要変動 | 当初需要見込みと異なる需要の発生 | | | ○ |

| | | | |
|----------|--|---|---|
| 利用者・住民対応 | 本事業の導入（制度・公募条件等）に関する利用者・地域住民等からの意見・指摘への対応 | ○ | |
| | 本事業の実施（施設運営・サービス提供等）に関する利用者・地域住民等からの意見・苦情等への対応 | | ○ |
| 関係者対応 | 神野公園全体の管理に関する対応 | ○ | |
| | 本事業の管理運営に関する対応 | | ○ |
| 事業の中止・延期 | 市の責任による中止・延期 | ○ | |
| | 認定計画提出者の責任による中止・延期 | | ○ |
| | 認定計画提出者の事業放棄・破綻 | | ○ |
| 事業の引継・承継 | 認定計画提出者による事業の引継・承継（市の承諾が必要） | | ○ |
| 運営費の増大 | 市の責による運営費の増大 | ○ | |
| | 本市以外の責による運営費の増大 | | ○ |
| 債務不履行 | 本市の協定内容の不履行 | ○ | |
| | 認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行 | | ○ |
| 性能リスク | 本市が要求する業務要求水準の不適合によるもの | | ○ |
| 損害賠償 | 施設管理上の瑕疵によるもの | | ○ |

- ※1 ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
・公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。

2 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者はその損害を、市又は第三者に賠償するものとします。

また、市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

3 管理運営状況の報告等

- ① 公募対象公園施設の管理運営開始後は、管理運営状況について、毎年度、事業報告していただきます。
- ② 市及び認定計画提出者は、成果指標（KPI）に基づくモニタリング及び評価を実施し、その結果を管理運営改善に反映するPDCAサイクルを継続的に実施するものとします。